（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第三十二条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第三十三条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるもの

第三条第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第二百八十五条第三項中「第四条第二項第七号」を「第三条第一項第四号イ、第四条第二項第七号」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第三十四条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十三条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（信託業法の一部改正）

第三十五条　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため信託業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五条第二項第八号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第九号イを次のように改める。

イ　心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあっては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は前号ロからチまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

第五条第二項第十号ハ中「第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号ハに次のように加える。

(1)　心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(2)　第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

第七十条第一号中「第五条第二項第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ　第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

第七十条第二号ロ中「第五条第二項第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号ロに次のように加える。

(1)　心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2)　第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

第八十五条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第八十五条の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十六条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項第一号ホ(3)中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第八項中「第六十五条第一項第三号」を「第六十五条第一項」に改め、「含む」の下に「。附則第三十四条の二第二項において同じ」を加え、「同号」を「同法第六十五条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」と、同項第三号」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、同条第十三項第五号中「すべて」を「全て」に改める。

附則第三十四条の二第二項中「附則及び」を「附則」に改め、「保険業法」の下に「及び附則第二条第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五条第一項」を加える。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第三十七条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条の六第一項第二号ロ(1)を次のように改める。

(1)　心身の故障のため商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第六十条の六第一項第三号ロ中「前号ロ(1)」を「前号ロ(2)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　心身の故障により商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

（電子記録債権法の一部改正）

第三十八条　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため電子債権記録業に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

（資金決済に関する法律の一部改正）

第三十九条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第九号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため前払式支払手段の発行の業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者